

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく取組み

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、法という）施行に伴い、弊社は多量排出事業者該当し、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再生資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組みを計画的に行うこと及び毎年度、前年度における排出量及び目標の達成状況公表を行うよう努めることが義務付けられました。

対応チームにて取り纏めた対応について報告致します。

<目標>

・弊社の廃プラスチック類の発生そのほとんど全てが原料の古紙に混入している夾雑物であることから、弊社の取組みによる削減は難しいため、当面の間、弊社取引先の古紙納入業者に対し、当該法に則り、①プラスチック等の古紙への夾雑物の混入防止及び対策の要請、②業界団体を通じ、一般の皆様への当該法の周知と古紙への夾雑物混入防止の啓蒙をお願いすることについて努めて参ります。

・発生致しました廃プラスチックは、様々な種類のプラスチック及び紙屑等の廃棄物が混在した状態で多量に発生することから、分別・マテリアルリサイクルをすることが難しいため、弊社焼却施設にて原則全量焼却し、その熱エネルギーは製品（紙）の生産工程の乾燥・電力（サーマルリサイクル）として使用しております。

※各年度の排出量については、廃棄物処理法に定められた維持管理基準の管理状況の資料へ掲載しております。